──２０１４．６．１６ Ｖｏｌ．８５──────────────
■□■
□■□　　事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」
■□■　　【発行】シンク出版株式会社　http://www.think-sp.com/

_/_/ＩＮＤＥＸ_/
１・７月前半の安全管理ごよみ
２・安全管理法律相談～事業所での交通安全教育の効果
３・危機管理意識を高めよう～法改正について指導していますか？
４・交通事故の裁判事例～バックした際の乗客の負傷
５・今日の朝礼話題～持病のある人は運転時に気をつけてください
６・【新発売】小冊子「健康管理と安全運転」
７・【好評発売中】参考書「貨物運送事業の危機管理術」
_/

―――――――――――――――――――――――――――――――――――
★７月前半の安全管理ごよみ
―――――――――――――――――――――――――――――――――――

◆１日（火）～７日（月）
―全国安全週間
◆１日（火）～１４日（月）
―Ｇマーク（安全性評価認定）申請受付
◆１日（火）～３１日（木）
―夏季労働災害防止強調運動（トラック）
―車内事故防止キャンペーン（バス）
―熱中症予防強化月間
◆１日（火）
―国民安全の日

※詳しくはシンク出版のＷＥＢサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】
http://www.think-sp.com/2014/06/11/kongetsu-untenkanri14-7/

―――――――――――――――――――――――――――――――――――
■安全管理法律相談―事業所での交通安全教育の効果
―――――――――――――――――――――――――――――――――――
　こちらのコーナーでは、ＷＩＬＬ法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第１４回　「事業所での交通安全教育の効果」

・質問
　弊社では、従業員に定期的に交通安全教育を行ってきました。しかしながら、教育を行っても軽微な事故は数件発生しており、上層部からは「効果が無いなら、安全教育の予算を付けない」といわれ、困っています。
　そこでお聞きしたいのですが、万が一、重大事故を起こした場合に、交通安全教育の実施の有無によって、会社が負う責任に違いはあるのでしょうか？

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/06/15/houritsu-14-koutsuuanzenkyouiku/

―――――――――――――――――――――――――――――――――――

■危機管理意識を高めよう―法改正についてドライバーに指導していますか？

　管理者の皆さんは、危険運転への罰則が厳しくなったこと等はご存知だと思いますが、ドライバーへの指導は徹底しているでしょうか？
　法律が変わったときは交通安全教育をするよい機会です。最近、新法が適用された事例とともにポイントを整理しましたので、参照してください。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/06/16/kikikanri-hokaisei-shido/

■交通事故の裁判事例

　今回は、タクシーがバックした際に金属製ポールに衝突し、乗っていた乗客が負傷し後遺障害が残ったとする事故で、事故との因果関係を否定した事例を取り上げます。

『バックした際に乗客が負傷したと訴えたが、事故との因果関係を認めず』

【事故の状況】
　平成１８年３月２０日午前１０時４０分ごろ、Ａはタクシーを運転している途中、Ｂとその母親、息子を後部座席に乗車させました。
　Ｂの目的地が走行方向と反対側であったため、Ａは方向転換をしようとバックしたところ、交差点の角に金属製のポールが立っており、気づかずに衝突しました。
　Ａは軽い衝突であったことから車の損傷を確認せずに、そのままＢらに声をかけて目的地の駅に向かい、Ｂらを降車させました。
　その後、Ｂは事故の強い衝撃によって右腕神経叢不完全麻痺、右上肢カウザルギー（神経が切断され、激しい痛みが伴う）及び右上腕二頭筋断裂の傷害を負い、後遺障害が残ったとして、Ａとタクシー会社に対して損害賠償を請求しました。
　裁判所は次のように述べて、Ｂらの後遺障害は、事故によるものとは認められないとして、Ｂらの請求を棄却しました。

【裁判所の判断】
「Ｂは事故の際に、右隣に座っていた息子に腕を引っ張られるなどして、右腕神経叢不完全麻痺、右上肢カウザルギー及び右上腕二頭筋断裂が生じたと主張する」

「しかし、腕神経叢とは、頸髄の５本の神経根が鎖骨から腋窩部分に向って分岐と合流を繰り返す太い神経の束で、その損傷のほとんどは瞬間的に強い牽引力を受けたことに起因する」

「Ａ車は、交差点内を時速５～６キロの緩やかな速度で後退しているときに金属製のポールと衝突したもので、衝突による左後部の損傷はわずかであり、後部座席に乗車していたＢらの身体に加わった衝撃も軽微であったことが推認される」

「Ｂの隣に息子がいたことによる影響を考慮しても、車内で大きく移動し、瞬間的に強い牽引力を受けて太い神経の丈夫な束である右腕神経叢の損傷が生じたとは考えがたい」

「事故当日、ＢはＡに対し事故による強い痛み等を訴えていないこと、Ｂは事故当日に病院で診察を受けた際、右頚肩腕痛と右手のしびれを訴えたが、病的

反射の所見は認められなかった」

「Ｂの訴える自覚症状は極めて強度なものであるが、行動調査でＢは右腕でハンドルを回して自動車の運転をし、右手でドアを閉め、右肩を水平近くまで上げて右手を帽子のつばにやるなどしており、（訴える症状と）大きく矛盾している」

「したがって、Ｂの主張は採用できず、本件事故によりＢが受傷ないし後遺障害が残存したものとは認められない」

（東京地裁　平成２１年６月２３日判決）

■今日の朝礼話題

『持病のある人は運転時に気をつけてください』

　５月２０日に施行された自動車運転死傷行為処罰法により、「病気の影響による」事故にも危険運転致死傷罪が適用されるようになりましたので、注意が必要です。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/06/16/tw-kiken-unten-shippei/

　シンク出版ＷＥＢサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。
（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）
http://www.think-sp.com/about/

■【新発売】小冊子「健康管理と安全運転」

※仕様　Ｂ５判／１６ページ／カラー刷
※価格　５冊セット価格７００円+税（送料実費）
※監修　垰田和史（滋賀医科大学准教授）

　運転者が健康であることは、安全運転の大前提です。本冊子は高血圧や、薬の副作用などによる体調不良事故を６パターンとりあげ、垰田和史滋賀医科大学准教授の監修のもと、体調不良事故を防ぐ自己管理ポイントを紹介しています。

　また巻末には、運転における健康管理リスクがないかを「ハイ・イイエ」で回答する、自己チェック表を設けています。各事例はわかりやすいマンガで紹介しており、どなたでも健康管理の重要性をご理解いただけるようになっています。

【商品詳細はこちら↓】
http://goo.gl/XjOM5m

■【好評発売中】参考書「貨物運送事業の危機管理術」

※仕様　Ａ４判／５６ページ／カラー刷
※価格　１４００円+税（送料実費）

「事例・判例からみる貨物運送事業の危機管理術」は、厳しい刑事処分や行政処分を受けた事例を中心に、貨物運送事業所の危機管理のポイントをイラストと図解を中心にして解説した、経営者や管理者向けのリスクマネジメント参考書です。

【商品詳細はこちら↓】
http://goo.gl/U5rRQY

【事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」のバックナンバーはこちら↓】
http://goo.gl/5G5iL

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成２６年６月１６日送信）

※本メールは「ＭＳゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━□■
～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満４－５－３日本プロパティビル９０１
ＴＥＬ　０６－６８０９－１９８９／ＦＡＸ　０６－６８０９－１９８４
Ｅメール　mail@think-sp.com
ＵＲＬ　http://www.think-sp.com/
■□━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━□■